

平成10年8月24日
第14回医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会提出資料

福祉用具の範囲の考え方について（案）

1 介護保険法の福祉用具に関する規定

○ 福祉用具貸与（第7条第17項）

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。第44条第1項において同じ。）のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいう。

○ 居宅介護福祉用具購入費（第44条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者等が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(1) 高齢者に対する福祉用具の給付制度としては、現行では老人日常生活用具給付等事業がある。介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。

(2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記(1)の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- ② 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- ③ 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- ④ 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- ⑤ 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- ⑥ ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- ⑦ 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

- (3) なお、ベッド用サイドレールや車いすのクッション等の付属品についても、上記(2)の判断要素に合うものについては、本体を給付する場合にこれと一体のものとして給付の対象とする。

3 居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方

- (1) 介護保険制度では、福祉用具の給付については、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与によることとされている。
- (2) このため、購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。
- ① 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排せつ関連用具）
 - ② 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの（つり上げ式リフトのつり具）

4 新たに開発・普及する製品の取扱い

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から、新たに開発された用具や普及が進んだ用具についても、2(2)の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取扱いとする。

① 考え方の例1 (種目別標準額)

ベッド、車いす、歩行器等の種目毎に1品当たりの標準的な額を設定する。標準的な額を超える分については、自己負担とする。

② 考え方の例2 (要介護度別標準額)

要介護度に応じて標準的な額を設定する。標準額の範囲内で実際の賃貸額の9割を報酬とする。(複数品目の利用可能)

③ 考え方の例3 (実際の賃貸額)

個別の商品又は種目毎には標準額の設定をせず、実際の賃貸額の9割を報酬とする。この場合、特別に高額な商品の利用を制限する観点から、賃貸価格の高い用具を基準として一律に1品当たりの標準額(実質的に上限額)を設定するかどうか(例えば1品につき3万円以内等)。

【イメージ】

○ 考え方の例1 (種目別標準額)

用具の種目	標準額
特殊寝台 (マットレスなし)	〇〇〇円
特殊寝台 (マットレス込み)	〇〇〇円
車いす (標準型又は介助用)	〇〇〇円
車いす (電動)	〇〇〇円
歩行器	〇〇〇円
エアーマット	〇〇〇円
.....

○ 考え方の例2 (要介護度別標準額)

要介護度区分	標準額	標準額の考え方
要支援	〇〇〇円	歩行器程度の利用
要介護 I ~ IV	〇〇〇円	ベッド、車いす、エアーマット、リフト等の利用
要介護 V	〇〇〇円	ベッド、エアーマット、リフト等の利用

福祉用具貸与の介護報酬設定の考え方の比較

	①種目別標準額	②要介護度別標準額	③実際の貸与額
標準額の設定・介護報酬の額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 用具の種目ごとに平均的な額を標準額として設定。 種目ごとの標準額の9割を介護報酬とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護度別に、標準的に福祉用具を利用するケースを想定し、その費用を標準額として設定。 標準額の範囲内で実際の貸与額の9割を介護報酬とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準額は設定しない。実際の貸与額の9割を介護報酬とする。 なお、一律に一品当たりの標準額（実質即上限額）を設定することについては要検討。
利用者の選択の自由度	<ul style="list-style-type: none"> 標準額を上回る商品については、差額自己負担を認めることにより選択の自由は確保できる。 しかし、標準額以下の商品の利用が一般的となる恐れあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準額の範囲内で自由な選択が可能。 実質的に福祉用具貸与のサービスの限度額として機能することから、他のサービスと比較すると利用が制限的。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問・通所系の区分支給限度額の範囲内で自由な選択が可能。 反面、必要以上のぜいたくな利用を公的資金で賄うことになるとの批判が想定される。 一律の標準額を定める場合は、その限度で特別ぜいたくな利用を抑制できる。
市場の価格形成への影響	<ul style="list-style-type: none"> 公定價格的に作用し、市場價格が硬直化するおそれあり。 適正に價格設定すれば、不当に高い價格の抑制効果あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 價格硬直化作用は低いが、事業者間の競争が不十分な地域では、高値維持となる可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 價格硬直化作用は低いが、事業者間の競争が不十分な地域では、高値維持となる可能性あり。
標準額の設定に伴う問題点	<ul style="list-style-type: none"> 機能等に着目した細かな分類設定と、実勢價格の把握が必要となり複雑な仕組になる。 多様な用具をまとめて標準價格を設定すると個別の機能の評価が不十分になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸与價格の自由実態調査に加え、要介護度区分ごとの福祉用具利用状況の実態調査が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 一律の標準額を定める場合は、その額をどのように定めるかという問題がある。

介護報酬の主な論点と基本的考え方

－中間とりまとめ－

(抜粋)

平成10年10月26日

医療保険福祉審議会介護給付費部会

～ (略) ～

C 在宅サービスにおける介護報酬の論点

～ (略) ～

7. 福祉用具貸与に係る主な論点

○報酬設定の方法として、用具の種類ごとに公定価格を定める方法、公定価格を設定せず実際の賃貸の額とする方法等が考えられる。

○個別に価格設定すると、機能等に着目した細かな分類を設定し、市場の実勢価格を把握し多くの単価を設定しなければならず、複雑な仕組みになること、多様な種類の用具について機能別等にまとめて公定価格を設定すれば、個別の機能の評価が不十分になること、また、公定価格を設定すれば、かえって、価格が硬直化するおそれがあること等を考えると、実際の賃貸価格で償還する方式を基本とすることが適当と考えられる。この場合、賃貸価格の情報開示が十分行われること等により、利用者の自由な選択による適正な価格形成が行われるような仕組みとすることが必要である。

○報酬の設定に当たっては、納品・回収費用や設置費用、保管・消毒費用等通常要する経費を評価することが必要である。

～ (略) ～